

郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱

平成18年4月1日制定

平成20年4月1日一部改正

平成21年5月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項の規定に基づき、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の64に規定する事業(以下「包括的支援事業等」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は郡山市とする。

(対象者)

第3条 包括的支援事業等の対象者は、本市に住所を有する法第9条に定める被保険者及びその家族並びに関係者とする。ただし、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の64に規定する事業については、本市に住所を有する法第9条第1号に定める被保険者とする。

(実施施設)

第4条 包括的支援事業等を実施する施設は、法第115条の46に定められた地域包括支援センターとする。

(事業内容)

第5条 包括的支援事業等の内容を、次のとおりとする。

(1) 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援事業及び権利擁護事業として、次のことを行う。

ア 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組むこと。

イ 総合相談支援事業を適切に行う前提として、アのネットワークを活用するほか、様々な

社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

ウ 総合相談事業として、次の業務を行うこと。

(ア) 初期段階での相談対応として、本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、利用者基本情報（第1号様式）に基づき的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断すること。また、適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。その際、市の高齢者在宅福祉事業等に関する事については、相談者の申し出により代理申請等を行う。

(イ) 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、利用者基本情報（第1号様式）により個別の支援計画を策定する。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

エ 実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用すること。

(ア) 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要な場合、高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。また、申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに地域包括ケア推進課に当該高齢者の状況等を報告し、代理による申立てにつなげる。なお、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域包括ケア推進課と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行うこと。

(イ) 虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、健康長寿課に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めること。また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援すること。なお、虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとること。

(ウ) 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討すること。

(エ) 訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、関係機関と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うこと。

(2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の64に規定する事業については、次のことを行う。

ア 第1号介護予防支援事業

(ア) 介護予防ケアマネジメントA

(イ) 介護予防ケアマネジメントC

(3) 法第115条の45第1項第1号のニ及び前号アに定める第1号介護予防支援事業は、利用者

基本情報（第1号様式）、介護予防マネジメント支援計画・評価表（ケアマネジメント結果等記録表）（第2号様式）、介護予防週間計画表、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（第3号様式）を使用し、次のとおりとする。ただし、介護予防ケアマネジメントCについては、オ及びケからスを省略できるものとする。

- ア 利用申し込みの受付
- イ 利用者との契約
- ウ アセスメント
- エ 介護予防支援計画・評価表原案（介護予防ケアマネジメントCにおいては、ケアマネジメント結果等記録表）の作成
- オ サービス担当者会議の開催
- カ 介護予防支援計画・評価表案（介護予防ケアマネジメントCにおいては、ケアマネジメント結果等記録表）の決定
- キ 介護予防支援計画・評価表（介護予防ケアマネジメントCにおいては、ケアマネジメント結果等記録表）の交付
- ク サービスの提供
- ケ モニタリング
- コ 評価
- サ 評価及び介護予防支援計画・評価表変更案の確認
- シ 給付管理業務
- ス 介護予防ケアマネジメント費請求及び福島県国民健康保険団体連合会への給付管理票送付
- セ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

(4) 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、郡山市地域ケア会議の設置、運営に関する指針（平成27年9月24日制定）に基づき、次のことを行う。

- ア 日常的個別指導・相談業務として、地域のケアマネジャーに対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行うこと。なお、地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの他の職種や関係機関とも連携の上、地域ケア個別会議や研修、制度や施策等に関する情報提供を実施すること。
- イ 地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの他の職種や地域の関係者、関係機関との連携の下で、ケアマネジメント支援受付票（第4号様式）により具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこと。
- ウ 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、個別ケース（困難事例等）の支援内容等を通じ、医療・介護の専門職をはじめ、NPO、社会福祉法人、ボランティア、民生委員、自治会長など地域の多様な関係者との連携体制を構築し、定期的に地域ケア圏域会議を行うこと。また、会議を通じて地域課題の把握を行うとともに、地域づくりや資源開発及び政策形成につながるような提案を行うこと。
- エ 地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築するこ

と。

(5) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、その人らしい自立した生活を継続するための支援として行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、次のことを行う。

ア 地域包括支援センターにおいて実施する予防給付に関するケアマネジメント及び第1号介護予防支援事業並びにケアマネジャーが行う介護給付のケアマネジメント相互の連携を図ること。なお、介護保険以外の様々な関係機関との連携体制を構築していく過程では、社会福祉士や保健師との連携が円滑に行われるよう、地域包括支援センター内での業務実施体制に配慮するものとする。

イ 介護予防支援の質の担保のため、指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、検証や助言を行うとともに、必要に応じて当該事業所に対して研修会や事例検討会等を実施すること。

(6) 市において、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うこととするが、地域包括支援センターでは、認知症地域支援推進員を中心に、下記のことを行うものとする。

ア 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーターなどの地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ること。

イ キャラバン・メイトを中心に、認知症サポーター養成講座を実施し、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための事業を行うこと。

(実施の委託)

第6条 法第115条の47第1項の規定に基づき包括的支援事業の実施を委託される者は、郡山市地域包括支援センター運営協議会設置規則に基づき郡山市地域包括支援センター運営協議会より地域包括支援センターの設置者としての選定を受け、地域包括支援センターを設置することができる。

(秘密の保持)

第7条 本事業に係る者は、要援護高齢者等の個人情報の保護に万全を期するものとし、業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱(事項にて「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱(事項にて「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱(事項にて「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱(次項にて「旧要綱」という。)による様式は、この要綱による改正後の郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業等の運営に関する要綱の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。